



**(3) 健康被害予防事業**

健康被害予防事業は、昭和 62 年 9 月の「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正を受けて新たに実施されることとなったものです。

昭和 49 年の補償法制度発足以降、地域指定の指標となった硫黄酸化物汚染は著しく改善され、すべての指定地域で環境基準を達成したのに対し、窒素酸化物や浮遊粒子状物質は、ほぼ横ばいで推移しました。

このような大気汚染の態様の著しい変化を踏まえて、昭和 58 年 11 月、国は中央公害対策審議会へ諮問を行い、昭和 61 年 10 月、「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」答申を受けました。

この答申の内容は、現在では、大気汚染が指定地域のぜん息等の主たる原因であるとは言えないとした上で、現行指定地域を解除することが相当であり、むしろ大気汚染防止対策を一層推進するほか、今後は地域住民を対象に健康被害の予防に重点をおいた総合的な環境保健施策を推進することが適当であるとするものであり、これを受けて補償法の改正が行われ、新たに健康被害予防事業が実施されることになりました。

本事業は、人の健康に着目した環境保健事業と環境質自体に着目した環境改善事業からなっています。

なお、本事業については、独立行政法人環境再生保全機構が、調査研究、知識の普及及び研修事業を行うほか、地方公共団体等が行う同事業に対して助成を行っています。

**ア. 環境保健事業**

環境再生保全機構の助成を受けて、対象地域住民を対象に、講演会や機能訓練等により健康の確保、回復を図るものです。

**(ア) 健康相談事業**

ぜん息などの呼吸器疾患の予防について、医師による講演会を実施している。

平成20年度	参加者	場 所
	30名	総合保健福祉センター

**(イ) 機能訓練事業**

**a. サマーキャンプ**

小学校 4 年生から中学 3 年までのぜん息児を対象に、登山や呼吸訓練等のカリキュラムでキャンプを実施。

平成20年度	参加者	場 所
	67名	たしろ少年自然の家(3泊4日)

**b. 水泳教室**

未就学児及び小学生のぜん息児を対象に水泳教室を実施。

平成20年度	参加者	場 所
	82名	フェニックス永犬丸校

**イ. 環境改善事業**

**(ア) 最新規制適合車等代替促進事業**

国や地方自治体における各種大気保全対策のうち、特に交通公害対策を推進するために最新規制適合車等への代替を促進しています。具体的には、市内の事業者が古い型の大型ディーゼル車を最新規制に適合する車両に買い替える際に経費の一部を補助するため、独立行政法人環境再生保全機構の助成制度を活用するものです。

平成20年度	トラック4台
--------	--------

**(イ) 環境再生保全機構との共催事業**

低公害車の開発目的や現状を市民に認識してもらい、自動車公害問題に対する意識や環境保全の大切さを啓発するため、環境再生保全機構と共催で「北九州エコカーフェア 2008」を実施しました。

- 開催期間 平成 20 年 10 月 4 日・5 日
- 開催場所 リバーウォーク北九州周辺広場
- 事業内容
  - ・エコカー（電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、低燃費・低排出ガス自動車等）の展示
  - ・アイドリングストップ運動の受付
  - ・ノーマイカー得々キャンペーン 他

**(4) 北九州市公害健康被害認定審査会等**

昭和 49 年 9 月に施行された公害健康被害補償法に基づいて、本市における公害に係る健康被害の認定について審査するため、北九州市公害健康被害認定審査会を法施行日に合わせて設置しました。

同審査会は学識経験者 10 名（医学 8 名、法学 2 名）により構成されており、平成 20 年度は 12 回開催されました。

また、公害医療に係る診療報酬の内容を審査するため、医師 3 人で構成する北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会を設置しています。平成 20 年度は 12 回開催されました。

**第 3 節 まちの魅力や価値を高める取組の推進**

本市の豊かな自然環境や、歴史的時間の中で地域に根ざした文化とともに育まれた地域固有の伝統的な街並みは、まちの価値を高める大きな役割を果たすだけでなく、ふるさと意識を育み、魅力あるまちづくりの基盤となります。

まちの魅力や価値を高めるため、市民の協力・参加のもと、今ある本市の優良なたから（資産）を保全・形成していくとともに、まちに住む市民のモラル・マナーの向上を図り、まち全体がいつも清潔で、美しく保たれている環境づくりを推進していきます。

**1. エコビジターズインダストリー**

**(1) 目的**

「北九州市エコツアー」は、市外からお客様をお招きし、公害を克服し環境首都を目指すまでの歴史や、日本でいち早く環境産業に目を向けたエコタウン、工業・産業都市と共生し融合する豊かな大自然など、本市の環境資源を紹介するものです。

エコツアーを通して、ビジターズインダストリーを振興していきます。

**(2) 成果**

平成 20 年度は、12 月に開催された環境国際セミナー出席者を対象にエコツアーを実施しました。エコタウンセンター、東田エコクラブハウス、環境ミュージアムなどを見学し、マルメ市（スウェーデン）、フライブルグ市（ドイツ）など海外からのお客様のほか、自治体職員、マスコミ等 72 名が参加しました。



**(3) エコツアーガイド養成講座を実施**

平成 20 年度は、ツアーの全体をコーディネートするガイドを育成するため「エコツアーガイド養成講座」を、市民（自然環境サポーター）を対象に実施しました。エコツアー概論などの講義のほか、現地視察やガイド実習を行いました。28 名のうち 22 名が講座を修了しました。希望者を対象に行った試験・面接の結果、3 名がエコツアーガイドに認定されました。



曽根干潟にすむ生き物を調査



22 名に講座修了証が授与された

**(4) 今後の取組**

今後も、エコツアーを PR し、エコビジターズインダストリーを推進していきます。

2. 市民との協働による景観づくり

(1) 市民との協働による景観づくり

昭和60年に北九州市都市景観条例が施行されて以来、20年以上経過し、景観施策を取り巻く状況は大きく変化しています。そこで、これからの景観施策のあり方を示す北九州市都市計画審議会答申「市民が誇れる北九州らしい景観づくりのあり方について」を踏まえ、「北九州市景観づくりマスタープラン」を作成しました。

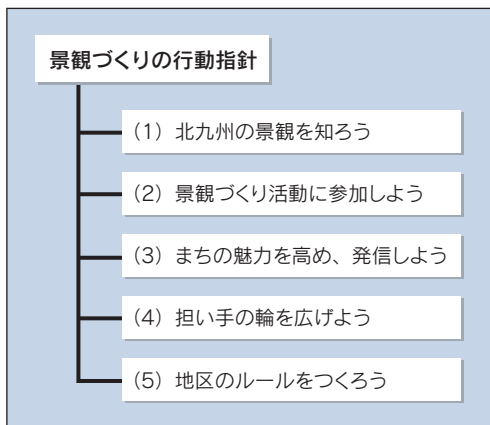
このマスタープランに基づき、地域景観資源の発見・活用や地域主体の景観形成の取組に対し、積極的に支援すると共に、景観意識の向上や担い手育成に取り組み、市民の主体的な景観づくりを推進します。



(2) 今後の取組

景観は、人と自然の営みから形づくられたものであり、北九州の歴史や文化、経済活動など、まちの姿そのものを表しています。したがって、景観づくりは、まちづくりの根幹となる大切な取組であり、良好な景観づくりを進めていくためには、市民・事業者・行政が協働で取り組んでいくことが必要です。

そこで、市民・事業者・行政が協働で取り組む景観づくりの行動指針を、次の5つの視点で提示し、行政としてこれらの取組を支え、景観施策を展開していきます。



3. 歴史的建造物の保存と活用

(1) 歴史的建造物を活かした魅力あるまちづくり

本市は、門司港レトロ口地区や木屋瀬の宿場町など、歴史を感じられる街並みや、西日本工業倶楽部（旧松本家住宅）や旧古河鉱業若松ビルなど、歴史的建造物が数多く残っています。

これら、本市の歴史的な街並みや建造物は、私たちのふるさと意識を育み、まちの風格を高めるための大きな役割を果たし、魅力ある街づくりの基盤となります。

そこで、文化財の保存や観光拠点の整備などの取組と連携し、歴史的な街並みや建造物を将来にわたり適切に保全すると共に、これらを活かした魅力的なまちづくりを進めます。

(2) これまでの取組

長崎街道の宿場町の面影を残し、北九州市では数少ない歴史的な街並みを持つ八幡西区木屋瀬地区において、地域内における一定要件を満たした建造物等に対して修理・修景の一部を助成し、歴史的な街並みの保全を進めています。

平成10年度の事業開始から平成20年度までに、修理19件、修景20件、合計39件の整備を行ってきました。



(3) 今後の取組

文化財の保存や観光拠点の整備などと共に、歴史的な街並みや建造物を含め、地域にある景観資源を保全・活用する景観法に基づく制度などにより、地区の特性に応じた個性的で魅力ある景観の形成を図ります。

4. モラル・マナーアップについて

(1) 経緯

本市では、「ごみのポイ捨て」、「飼い犬のふんの放置」等の迷惑行為の防止に向けて、既存条例による規制や様々な啓発活動を行ってきました。また、市民団体によるまち美化活動、ふん害防止活動等も行われてきましたが、今なお、迷惑行為が発生しています。

平成17年度市民意識調査では、約8割の市民が、迷惑行為に関する罰則を伴う条例の導入に「賛成」または「どちらかといえば賛成」との意見で、条例による厳しい規制を望む声も寄せられています。

このような背景を踏まえ、迷惑行為の防止のための新たな条例づくりに向けて、平成17年12月に「北九州市モラル条例検討委員会」を設置し、平成19年1月に当委員会から市長へ提言が行われました。この提言をもとに市民の皆さんの意見も踏まえた5つの条例が平成20年2月定例市議会にて決されました。

(2) 条例の概要

迷惑行為の防止を推進する基本的な事項を定める『北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例』（基本条例）とともに、「公共の場所における喫煙（路上喫煙）」「落書き」を防止する条例を制定しました。また、「ごみのポイ捨て」及び「飼い犬のふんの放置」を防止するための規制手段の見直しや新たに罰則を適用するなど既存の条例を改正しました。

基本条例では、14項目が迷惑行為として示されています。

◆14項目の迷惑行為

迷惑行為		主な関係条例等
(1)	屋外広告物の表示等が禁止されている場所等に屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲示する物件を設置すること。	北九州市屋外広告物条例
	公共の場所においてチラシ等を配布し、当該チラシ等が散乱した場合に、これを放置すること。	
(2)	飼い犬のふんを放置すること。	北九州市動物の愛護及び管理に関する条例
(3)	あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、これを放置すること。	あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例
(4)	公共の場所その他他人の土地において自転車を放置すること。	北九州市自転車の放置の防止に関する条例
(5)	家庭ごみの持出しについて定められている事項（排出の日時及び場所並びに指定袋の使用等）に従わずこれを排出すること。	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
(6)	家庭ごみ等を放置し、悪臭を発生させる等土地、建物等を適正に管理せず、周囲の生活環境を害すること。	
(7)	消防自動車、救急自動車等の通行その他円滑な道路交通を阻害する迷惑な駐車すること。	北九州市運法駐車等の防止に関する条例
(8)	空き缶、たばこの吸殻等みだりに捨てること。	北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例
(9)	公共の場所その他他人の土地において自動車を放置すること。	北九州市放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例
(10)	公共の場所（灰皿が設置されている場所等の所定の場所を除く。）において喫煙すること。	北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例
(11)	落書きをすること。	北九州市落書きの防止に関する条例
(12)	車両の運転者が歩行者に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音を生じさせ、周囲の静穏を害すること。	道路交通法
	公共の場所において車両又は歩行者の安全な通行を妨げ、球戯、ローラー・スケートその他これらに類することをすること。	
(14)	障害者用の駐車区画を不適正に利用すること。	
	点字ブロック上に車両を駐車させ、又は物件を置くこと。	

(3) 迷惑行為防止重点地区指定及び過料適用

北九州市迷惑行為防止推進協議会（第三者機関）からの答申をもとに、平成20年9月に、小倉都心部（JR小倉駅南口周辺、商店街、勝山公園などの約22ha）を“迷惑行為防止重点地区”に指定して、同10月からは重点地区の巡視活動を開始しました。さらに、平成21年3月25日から「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の4つの迷惑行為を行った者に対して、罰則（過料1,000円）の適用を行っています。



(4) 今後の取組

迷惑行為の発生を防止するためには、地域住民の自発的な活動が不可欠です。

このため、重点地区における巡視活動の継続とともに、迷惑行為の防止に積極的に取り組む地域を支援するなど、迷惑行為の防止に向けた活動の一層の推進を図ります。

### 第4節 開発事業等における環境配慮の推進

環境影響評価（環境アセスメント）は、事業者が事業実施にあたり、あらかじめ環境への影響を調査・予測・評価し、適切な環境保全対策を講じることを義務付けるもので、環境に配慮したまちづくりの推進に重要な役割を果たしています。

平成9年には「環境影響評価法」が成立し、本市においても、平成10年に「環境影響評価条例」を制定しました。さらに、より適切な環境保全対策を講じるためには、事業計画の早期段階における環境保全への配慮が求められており、本市においては、平成18年に北九州市環境配慮指針を策定し、事業の特性及び地域の特性に応じた適切な環境保全対策に活用しています。

#### 1. 環境影響評価制度

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、場合によっては事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

##### (1) 背景、経緯、目的

我が国においては、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」が閣議了解されて以来、「公有水面埋立法」等の個別法、各省庁による行政指導及び地方公共団体の条例・要綱などにより環境影響評価が実施されてきました。

昭和59年8月には、「環境影響評価の実施について」の閣議決定が行われ、国が関与する大規模な事業に係る統一ルールとして、「環境影響評価実施要領」（以下、「閣議決定要綱」という。）が定められました。

その後、国においては平成5年に環境基本法が制定され、同法において初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上位置づけられました。同法の制定を受けて、国では関係省庁が一体となって、環境影響評価制度を巡る課題を横断的、総合的に分析し、その結果、平成9年6月に「環境影響評価法」が成立しました。

環境影響評価法は、従来の行政指導により行われてきた閣議決定要綱に基づく制度では不十分とされた環境影響評価を大幅に見直し、事業者、住民、地方公共団体等広範な主体の役割や手続きを明確にするため、法律による制度が必要であるとの観点から制定されました。①環境影響評価の事業者への義務づけ、②対象事業の拡充（閣議決定要綱に発電所、林道を加えた13の事業）、③地域の実情に応じた環境影響評価の実施（スクリーニング、スコーピング制度の導入）、④住民等の意見提出の機会の拡大、⑤

埋立及び廃棄物最終処分場を除く全ての事業について環境大臣の意見を述べるができる規定など、閣議決定要綱を充実・改善する形となっています。

一方、地域公共団体においても、環境影響評価法が制定されたことを受けて、環境影響評価制度の条例化等に対する取組が積極的に行われました。

##### (2) これまでの取組

本市の環境影響評価制度としては、昭和62年に「北九州市環境管理計画運用指針」を策定し、各種の事業・計画の実施に当たり、環境保全について適正な配慮がなされるよう環境影響評価が行われていましたが、さらに万全を期す観点から条例の制定が必要であると判断し、平成10年3月に「北九州市環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月に施行しました。

この条例では、「北九州市環境管理計画運用指針」にはなかった、市民参加や環境影響評価審査会の設置、審査会の意見を踏まえた市長意見の提出、さらには、事後調査の義務づけなどの規定を新たに盛り込み、事業者、市民、行政が一体となって最大限の環境保全対策を図ることができる制度となっています。

本市では、法及び条例施行後、平成20年度末までに、方法書14件及び準備書12件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。環境影響評価が実施された事業は、下表のとおりです。

#### ◆近年の環境影響評価の実施状況

評価書縦覧年度	事業名	事業者
平成16	(仮称)新・新門司工場建設事業	北九州市
平成19	新門司南地区公有水面埋立事業	北九州市
	西小倉駅前第一地区高層建築物建設事業	西小倉駅前地区市街地再開発準備組合
	戸畑共同発電所第5号発電設備建設事業	戸畑共同火力(株)
平成20	響灘地区製鋼業工場建設事業	寿工業(株)
	平尾台地区鉱物採取事業	住友大阪セメント(株)
	加熱炉・熱処理炉増設事業	日本製鉄(株)
	合金鉄溶解炉設備建設事業	新日本製鉄(株) 八幡製鐵所

##### (3) 今後の取組

今後も環境影響評価制度を適切に運用するため、地域の環境情報や環境保全対策に係る最新の科学的知見等について情報収集に努め、事業者が行う環境影響評価に対し、当該事業の地域特性、事業特性を的確に把握した上で審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から適正な市長意見を述べていきます。

## 2. 北九州市環境配慮指針

##### (1) 背景

開発事業の実施における環境配慮については、「北九州市環境基本条例」および「北九州市環境影響評価条例」において規定しており、「北九州市自然環境保全基本計画」でも「環境配慮指針の策定」を明記しています。

また、平成19年10月に、北九州市環境基本条例に基づき「北九州市環境基本計画」を策定しましたが、この計画では「開発事業における環境配慮の推進」を明記しています。

この様に、開発事業の実施にあたって、環境配慮指針を活用した適切な環境配慮を求めています。

##### (2) これまでの取組と成果

昨今の市民の環境保全意識の高まりや、地域の生活、自然環境の状況、周辺の土地利用や景観・町並みの状況等により、開発事業の規模の大小によらず適切な環境保全への配慮が求められることが少なくありません。

そこで、開発事業者が環境影響評価や環境保全への配慮の検討を行うにあたり、その手引となるよう「北九州市

環境配慮指針～開発事業における環境保全への配慮の手引き～」を、平成18年9月に策定しました。

##### (3) 今後の取組

「北九州市環境配慮指針」は、開発事業の規模の大小、事業者の官民の別にかかわらず活用できるように作成しており、開発事業における環境保全への配慮が一層促進されることを期待しています。

そのうち、市が実施する開発事業については、本指針を活用した環境配慮チェック制度を平成19年4月より導入しています。

## 3. 自然環境アドバイザー制度

##### (1) 目的

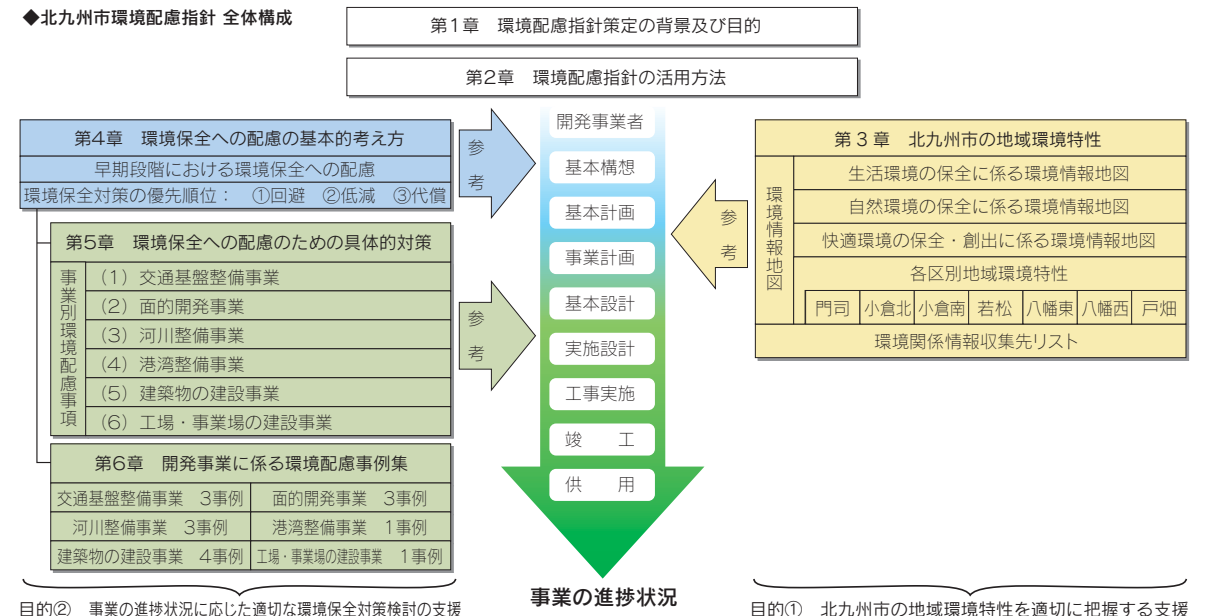
「北九州市環境配慮指針」の活用にあたり、特に専門的な知見が必要となる自然環境の保全対策に関して、この分野の専門家に対して、効率的に助言を求める制度です。

希少な動植物や豊かな自然環境が残る地域での公共事業の実施に対して、事業課からの求めに応じ、学識上の専門的な見地から、また、保全活動等の実施を行う市民の視点から、自然環境にやさしい公共事業の実現に向けて、必要なアドバイスをを行います。

##### (2) 今までの取組と成果

平成19年度に制度の試行を開始し、自然環境アドバイザーからの必要な助言を受けた公共事業を2件行いました。

#### ◆北九州市環境配慮指針 全体構成



目的② 事業の進捗状況に応じた適切な環境保全対策検討の支援

目的① 北九州市の地域環境特性を適切に把握する支援